

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第16号

職員の給与に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例  
職員の給与に関する条例等の特例に関する条例（平成27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中第7号を次のように改める。

(7) 再任用職員 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合

ア 給与条例別表第1備考(3)に規定する組合規則で定める職員 100分の  
6.5

イ アに掲げる職員以外の職員 100分の2.5

附 則

この条例は、公布の日から施行する。